

京都市訓令甲第11号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年10月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第2課長，部長，産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長，青葉寮長，児童療育センター所長，統括部長並びに総看護師長（衛生公害研究所の課長を除く。）の項中「企画課長」の右に「，発達障害者支援センター長」を加える。

別表第2児童福祉センター発達相談所診療療育課長及び青葉寮長の項中「及び青葉寮長」を削り，同項の次に次の2項を加える。

児童福祉センター発達相談所発達障害者支援センター長	(1) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業の実施に関すること。
児童福祉センター青葉寮長	(1) 児童の入退所に関すること。

附 則

この訓令は，平成17年11月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)